

標準共済システム（第三世代）の
教育研修業務の委託

仕様書（案）

文部科学省共済組合ほか18共済組合

令和8年1月

1. 件名

標準共済システム（第三世代）の教育研修業務の委託

2. 調達の背景と目的

国家公務員共済組合（以下「共済組合」という。）において、標準共済システム（第三世代）の導入を令和8年10月末までに完了する予定である。標準共済システム（第三世代）とは、現在の標準共済システム（以降、現行システムといふ）に一部機能を追加し、構築したシステムのことである。

本仕様書は、運用性・保守性にすぐれる、標準共済システム（第三世代）の定着化及び現行システムとの変更点等の理解を目的とした教育研修の実施にあたり、標準共済システム（第三世代）の教育研修業務の委託の受託者が遵守すべき事項を記載したものである。

なお、標準共済システム（第三世代）教育研修では、資格管理、短期給付、貸付システム等支部機能の基本的な実機操作を行うものとする。

また、研修方法として、対面研修に加え、オンライン研修も行うものとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年10月31日までとする。

4. 委託範囲

（1） 共通事項

① 体制

ア 本仕様書策定期点で想定している共済組合側の体制は、「【別紙1】標準共済システム（第三世代）の教育研修業務に関する共済組合側体制図」のとおりである。

② プロジェクト管理等

ア 本委託作業の実施に当たり、受託者側体制（責任者、連絡体制（連絡窓口含む）等）、作業スケジュール等について、「標準共済システム（第三世代）の教育研修業務プロジェクト計画書」を作成し、共済組合側の承認を得ること。また、作業者等の記載内容に変更が発生する場合は、共済組合側に修正版を提示し、承認を得ること。

イ 作業の進め方及び作業スケジュール等の検討にあたっては、共済組合側の作業負荷を軽減するよう配慮すること。

ウ 作業の進捗状況を常に把握し、共済組合側の指示に従って定例的な打合せ（1カ月に1回程度）を設け、作業内容及び結果を報告すること。

なお、当該報告には、課題の管理に関する事項を含むものとする。

エ 打合せを実施した場合は、終了後2営業日以内に議事録等を提出すること。

オ 共済組合への各種報告については、共済組合側のシステムに関する知識・経験を考慮し、容易に理解できるように配慮すること。

カ 標準共済システム（第三世代）の教育研修業務プロジェクト計画書、教育研修計画書、教育研修実施報告書等の各種ドキュメントの種類、内容、報告の時期等は、事前に共済組合側と協議すること。

(2) 教育研修業務

① 教育研修の実施

- ア 教育研修計画書（教育研修実施スケジュール、教育研修内容等の内容を含む）を作成し、共済組合側の承認を得ること。教育研修計画書案を「【別紙2】標準共済システム（第三世代）教育研修計画書」に示す。教育研修の内容等詳細については、受託後、共済組合と協議の上決定すること。
- イ 教育研修テキストを作成し、共済組合側の承認を得ること。また、研修実施にあたり必要な部数を用意すること。なお、必要な部数については、受託後共済組合側へ確認を実施すること。
- ウ 共済組合支部のシステム操作者を対象に、基本的なシステム操作について研修を実施すること。なお、対面研修とは別に、オンライン配信用のカリキュラムにてオンライン研修を実施すること。
- エ 研修実施時期等の予定は以下の通り。

【対面研修】

項目	詳細	備考
研修実施時期	令和8年7月14日～ 令和8年8月5日	16日間
研修日程	2日間/回	
研修回数	8回	
1日あたりの研修時間	7時間程度	

【オンライン研修】

項目	詳細	備考
研修実施時期	令和8年8月中	1日間 具体的な開催日程は業者決定後に通知するものとする
研修日程	1日間/回	
研修回数	1回	
1日あたりの研修時間	7時間程度	

- オ 対面研修は、端末を用いた演習型で実施すること。端末は受講者用に66台程度利用することを想定し、受託者が用意すること。その他研修に必要な機器等（研修で利用するシステム環境及び4（2）①ウの実施に必要なデータを含む。）も受託者が用意すること。
- カ 対面研修は、66名程度が受講可能な研修実施会場を用意すること。（実受講者は1回あたり最大66名程度を想定。）なお、会場は東京都心部（交通の便が良く、最寄り駅より徒歩10分以内）とすること。

- キ 対面研修は、研修当日の受講者からの質疑、受講者の操作補助等に速やかに対応できる体制とすること。（講師の他に受講者の操作補助等を行う人員を最低3名配備すること）
- ク オンライン研修においては、受講者は端末を使用した演習を行わない。机上での研修が可能なカリキュラムで実施すること。なお、研修用テキストは事前に電子データで配布すること。
- ケ オンライン研修は、最大200名程度受講可能とすること。
なお、配信はMicrosoft teams等を使用することとし、会議IDを発行すること。
(受講者側環境の準備、および受講者への会議案内(会議IDの配布等)については、各共済組合にて実施する。)
- コ オンライン研修は、研修当日の受講者からの質疑に後日対応できる体制とすること。
- サ 対面研修およびオンライン研修において、研修当日に受講者からあげられた質疑及び受託者の回答については、取りまとめた上で共済組合側へ報告すること。
- シ 対面研修およびオンライン研修において、受講者の習熟度等を測るために、アンケートを実施すること。なお、アンケート内容及び実施方法の詳細については、受託後、共済組合と協議の上決定すること。
- ス 研修実施状況及び結果(アンケート集計結果等)について教育研修実施報告書として取りまとめ、共済組合側へ報告すること。

② その他

- ア 本委託作業の実施にあたっては、必要に応じて関係者との各種調整（受講者への周知支援等）及び打合せ開催（資料の作成及び説明等を含む。）を行うこと。
- イ 本委託作業の実施にあたっては、共済組合側が定める各種規程、ルール等を踏まえた上で、事故・不正行為対策を講ずること。
- ウ 問合せ一覧、FAQ等の現行システムの資産は、情報セキュリティ等を考慮し、公開可能な範囲で閲覧に付すので、応札前までに必ず閲覧を行うこと。

5. 納入成果物

- (1) 各種ドキュメントは、日本語で記載し、原則としてMicrosoft Word及びMicrosoft Excelの電子ファイルで作成すること。
- (2) 納入成果物に係る書式等については、別途交付する現行システムの資産との整合を図ること。また、業務の品質向上、保守の容易性等を考慮し、成果物等の標準化を行うこと。
- (3) 納入成果物は、次のとおりとする。
- ① 標準共済システム（第三世代）の教育研修業務プロジェクト計画書
 - ② 教育研修計画書
 - ③ 教育研修テキスト
 - ④ 本委託にかかる会議議事録
 - ⑤ 教育研修実施報告書
 - ⑥ その他必要なドキュメント等 一式
- (4) 納入成果物は、CD等の記録媒体に記録し、必要数納入すること。（予備数を含む必要数は受託後調整すること。）

なお、納入先は、共済組合側の指定する場所とする。（東京23区内）

6. 納入期限

納入成果物の最終納入期限は令和8年10月31日とする。

ただし、共済組合側が別に納入期限を定める必要があるものについては、受託者と協議の上、納入期限を定めることとする。

7. その他

(1) 本仕様書は受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものであることから、本仕様書に明記していない事項であっても、本業務に必要と認められる事項は実施すること。

(2) 本委託作業の詳細については、共済組合側の指示によること。

なお、本仕様書の内容等に疑義が生じた場合は、共済組合側と協議の上決定することとし、この場合、受託者は、当該協議に関する議事録を作成の上、共済組合側に確認を得ること。

(3) 日本語での対応ができること。

(4) 次の条件を満たす体制を確保できること。

① 体制には、資格管理機能、短期給付機能、貸付管理機能等を備えた公務員等共済組合向けシステム又は資格管理機能、短期給付機能、貸付管理機能等を有する類似システム等の教育研修実施の経験があり、資格管理機能、短期給付機能、貸付管理機能の教育研修実施に必要な共済業務に関する知識を有する者2名以上を含むこと。

② 現行システムの監査等が実施された場合には、資料提供・問合せ対応等の各種協力ができること。

③ ⑤に記載の「標準共済システム（第三世代）教育研修引継書」の内容が容易に理解できる者1名以上を含むこと。

(5) 別途調達済みの「次期標準共済システム設計開発委託」の受託者及び共済組合側から、現行システムの資産等に関する引き継ぎ等を受けることができること。なお、引継ぎに関する事項は「標準共済システム（第三世代）教育研修引継書」に記載するため、必ず事前に閲覧を実施し、内容を確認すること。

以上